



**徳島市SOGIE啓発推進事業
(徳島市SOGIEフレンドリー企業)の手引き**

徳島市

1 「徳島市SOGIE啓発推進事業」の意義

徳島市では、「徳島市人権条例」の理念に基づき、「徳島市まちづくり総合ビジョン」において「人権尊重・多文化共生社会の実現」をめざしています。誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現には、多様な価値観を認め合うことが必要です。

しかしながら、性的指向及び性自認においては、性の多様性を受け入れる意識が必ずしも高いとは言えない状況です。

そこで、市民の性の多様性及び人権尊重の理解を深めるため、そして性的マイノリティの人々の思いを受け止めるために「徳島市SOGIE啓発推進事業」を実施しています。

この制度により、性的マイノリティに関する市民の理解が広がり、市民一人一人が相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会が実現できることを期待しています。

2 徳島市SOGIEフレンドリー企業とは

徳島市SOGIEフレンドリー企業とは、徳島市の企業(事務所・事業所等を含む)が徳島市SOGIE啓発推進事業に賛同・協力し、性の多様性を受け入れる意識の高い、また努力している企業であることを、市が証明するものです。

3 徳島市SOGIEフレンドリー企業に登録できる企業

登録できる企業としては、下記の内容の2つ以上該当している企業であること。また、該当内容としては、(1)従業員に対する取り組みで必ず1点該当する内容があり、2点目は(1)・(2)・(3)の中から1点該当する内容がある企業であること。

(1) 従業員(職員)に対する取り組み

- ① パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を利用している場合に、パートナーとの福利厚生・給与手当等が認められている。(規則等の定めがあること)

例：結婚休暇及び結婚祝い金の支給がある。

パートナー及びパートナーの親・子に対する介護休暇取得が出来る。など

- ② 従業員に対しSOGIE(LGBTQ+)に関する研修を行っている。

- ・社内で研修会やセミナー、啓発イベントを実施している。
- ・外部での研修やセミナー、啓発イベント等への参加を業務として認めている。

例：旅費、資料代の会社負担

研修等参加については、勤務として認められる。

休日に参加した場合は時間外対応を行っている。など

- ③ 施設等の整備

- ・トイレ・更衣室等の施設対応を行っている。

例：更衣室を別で利用できるようにしている。

従業員も多目的トイレが使用できるようになっている。など

(2) 会社のサービス等に対する取り組み

① パートナーシップ宣誓(ファミリーシップ)を行っている場合に、利用しやすいサービスを提供している。

※アパート等の契約が家族として契約できる。

※家族割等のサービスが受けられる。

※ホルモン治療等を行っている。など

② トイレ等の施設を完備している。

※多目的トイレを完備している。など

(3) その他

徳島県内において、LGBTQ+(SOGIE)への理解を促進するための、社会貢献活動を行っている。

※プライドパレード等に協賛している。

※LGBTQ+(SOGIE)の啓発活動を行っている。など

4 手続きの流れ

① 申請書等(添付資料)の提出

•申請書の提出については、郵便・Fax・メール等どの方法でも可能。

[直接提出] 徳島市人権推進課

電話番号:088-621-5169

日時:月~金 8時30分~17時 祝休日・年末年始除く

場所:徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎2階

•必要書類をご準備ください。

必要書類確認

上記3の内容及び2つ以上の該当があるか確認を行う。

•証明書の即日交付はできないため、後日連絡します。その際に受取日の調整を行います。

② 証明書の交付

•証明書交付については郵送、直接お渡しどちらでも可能です。

•手数料は無料ですが、必要書類などの発行手数料は負担していただく必要が

あります。

5 申請に必要な書類

申請をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

- ① 徳島市SOGIEフレンドリー企業登録申請書
- ② 徳島市SOGIEフレンドリー企業登録申請書の内容の確認書類
 - (1) 従業員に対する取り組み
 - ・内規等、休暇・手当が確認できる書類
 - ・手続きの申請書等
 - ・施設については、写真等状況が確認できる書類及びデータ
 - (2) 会社のサービス等に対する取り組み
 - ・サービス内容の確認のできる書類
 - ・施設については、写真等状況が確認できる書類及びデータ
 - (3) その他
 - ・研修等参加の確認が出来る内規等
 - ・後援・協賛を行った事業のパンフレット等(会社名の入っているもの)
- ③ 会社の確認ができるもの
 - ・ホームページ及び会社のパンフレット
- ④ その他
 - ・人権推進課が確認のため、依頼する書類及びデータ

6 変更手続きについて

徳島市SOGIEフレンドリー企業登録の内容等に変更があった場合は、「徳島市SOGIEフレンドリー企業申請事項(変更・辞退・廃止)届出書」を提出してください。

- ① 会社名・住所等に変更があった場合
- ② 申請した内容に変更があった場合

7 更新手続きについて

徳島市SOGIEフレンドリー企業登録について、申請後3年を経過した場合は、更新の手続きが必要となります。更新申請には、「徳島市SOGIEフレンドリー企業登録

申請書(新規・更新)」の提出により更新することができます。

併せて申請内容の変更等がないかの確認が必要となりますので、上記5の申請に必要な添付書類をご用意ください。

8 辞退・廃止手続きについて

申請された企業で、以下のいずれかの事項に該当したときは、「徳島市SOGIEフレンドリー企業申請事項(変更・辞退・廃止)届出書」を提出してください。

- ①合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があった場合
- ②登録を辞退しようとする場合

9 Q&A

Q1 徳島市SOGIEフレンドリー企業に登録している確認方法は。

A1. 徳島市SOGIEフレンドリー企業に登録した企業については、徳島市のホームページ及び徳島市SOGIE啓発推進SNSで企業名および内容を確認することができます。

なお、徳島市のホームページについては、年2回程度、徳島市SOGIE啓発推進SNSについては、毎月更新を行っていきます。

Q2 なぜ、徳島市SOGIEフレンドリー企業の登録内容を公表するのですか。

A2. 徳島市でSOGIEに理解のある、企業を紹介することにより、徳島市のみなさんがアライであることを知っていただきたいと思っています。

また、県外の方に、徳島市へ安心しておいでいただけるよう紹介していきます。

この制度をきっかけとして、性的マイノリティに関する社会的理解が進むことにより、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q3 徳島市にある企業でなくても申請できますか。

A3. 支店等がある場合は申請ができます。

Q4 徳島市以外でのイベント等に後援をしているのですが。

A4. 徳島県内のイベントや、県内で行っている団体への参加、後援等を行っている場合は、申請の対象となります。

Q5 郵送やメールでの手続きはできますか。

A5. 郵送やメールでの申請は可能です。証明書についても、郵送でお送りします。

Q6 申請に費用はかかりますか。

A6. 申請の手数料は無料です。

ただし、必要書類等の手数料は負担していただく必要があります。

Q7 ホームページやSNSへの掲載は確認することができますか。

A7. 掲載内容は、掲載時に連絡します。なお、SOGIEの内容の他、企業名、住所、電話番号、メールアドレスを掲載します。